

表 2-6-1 清掃業者における検討・実施事項

☑欄	No.	内容
	①	自ら被災した場合に、その被害を最小限に抑え、業務を継続または可及的速やかに再開させるための <b>事業継続計画（BCP ; Business Continuity Plan）</b> を策定する。
	②	緊急時における <b>社内外の連絡体制</b> を確立しておく。
	③	被災した浄化槽への <b>応急対策に用いる資材等を備蓄</b> し、転倒・浸水しないよう保管する。
	④	地域のハザードマップを参照し、災害時における契約エリアの <b>巡回パターン</b> のシミュレーションを行う。
	⑤	マンホールロックは浄化槽内への土砂の流入を防止するのに有効であるため、清掃の作業後、全ての <b>マンホールロックを施錠</b> する。
	⑥	本マニュアルについて、その内容を確認する。

表 2-6-2 災害予防において清掃業者が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	被災した浄化槽における被害状況の把握や応急処置、ならびに復旧等の対応に要する車両について、都道府県知事または都道府県公安委員会に対して <b>緊急通行車両としての事前登録</b> のため、必要に応じて届け出を行う(下記 b)参照)。
	②	<b>清掃汚泥の受け入れ先</b> について、災害発生時にも連絡が受けられるよう市町村と協議する。

表 2-6-3 災害予防において他主体が清掃業者に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	③	指定検査機関や浄化槽業界団体は、保守点検業者や清掃業者等を交え、連絡網を用いた情報伝達を定期的に行う等、 <b>定期的な訓練の実施について検討</b> するとともに内容を確認する。
	④	指定検査機関や浄化槽業界団体は、清掃業者等に対し、 <b>本マニュアルの周知</b> を図る。
	⑤	指定検査機関や浄化槽業界団体は、清掃業者等に対し、 <b>発災時の浄化槽被害調査において確認すべき項目</b> について伝達する。
	⑥	市町村は、 <b>災害時における清掃汚泥、および土砂・海水・ヘドロを含む浄化槽汚泥の受け入れ態勢</b> について清掃業者に伝達する。

表 2-6-4 災害応急対策において清掃業者が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	表 2-6-5 ②に基づき、地方公共団体より仮設トイレの設置状況に関する情報を受け、 <b>仮設トイレの保守・点検</b> に携わり、異常等がある場合は地方公共団体に報告する。

表 2-6-5 災害応急対策において他主体が清掃業者に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	②	市町村は清掃汚泥の受け入れについて平常時と異なる運用となる場合には、その旨を清掃業者に対して連絡する。
	③	地方公共団体は清掃業者に対し <b>仮設トイレの設置状況等について連絡</b> する。
	④	保守点検業者は清掃業者に対し、「 <b>詳細確認</b> 」・「 <b>応急処置</b> 」（後述(3)1参照）の <b>内容と結果について伝達</b> する。

表 2-6-6 災害復旧・復興において清掃業者が他主体に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	①	<b>清掃の結果、初めて槽内の破損状況等が明らかとなった場合には、その状況について適宜写真を撮影し、住民等、指定検査機関、浄化槽業界団体、担当の保守点検業者に報告</b> する。
	②	<b>浄化槽内に多量の土砂が流入</b> していることが判明した場合は、必要に応じて <b>市町村に連絡</b> し、ダンパー車の手配を検討する。

表 2-6-7 災害復旧・復興において他主体が清掃業者に働きかける項目

☑欄	No.	内容
	③	指定検査機関は、被災後の法定検査について、平常使用に復旧した浄化槽については、「 <b>応急処置</b> 」や「 <b>復旧工事</b> 」等、復旧に向けた取り組みの結果を相互に確認するため、これらに携わった清掃業者等に対して <b>法定検査の結果を共有</b> する。
	④	保守点検業者は、「 <b>応急処置</b> 」を行った場合、その内容について清掃業者等に報告する。